

おしえて 消費生活！！

サンプルのはずが意図せぬ定期購入に！？

【相談事例】

新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後2カ月連続、同じサプリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。(80歳代)



《アドバイス》

- ・新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- ・たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- ・商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- ・困ったときは、東広島市消費生活センターにご相談ください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 北館 1階市民生活課窓口 電話 082-421-7189

(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12時 13～17時

東広島市迷惑電話防止機器購入費補助金

補助対象者 次の要件に全て該当する方

- ・東広島市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている人で、市税に滞納がないこと。
- ・補助金の交付申請をする日において、**満65歳以上であり、かつ、満65歳以上の者のみで構成される世帯に属すること。**
- ・補助金交付決定後に、補助対象機器を購入し、自宅に設置すること。

申請受付 令和5年4月3日から令和6年3月11日まで

※申請順で受付、予算額に達し次第、受付終了。

補助対象機器 次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器

- ・事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す
 - ・通話の内容を自動的に録音する及び着信の相手に対して録音する旨の応答を自動的にする
 - ・迷惑電話である可能性のある相手からの着信を自動的に切断又は遮断する
- ※固定電話機等の運送、設置費などは補助対象経費となりません。

補助金額 補助対象経費の2分の1、上限額 10,000 円

※1,000 円未満の端数は切り捨てとし、補助金交付は1世帯1回1台限りとします。

※各販売店舗やクレジットカードの**ポイント、クーポン、その他割引施策等**を利用した場合、**補助金額が減額になることがあります。**

申請方法 必ず**機器購入前**に申請してください。機器購入後は補助対象となりません。

申請書に次に掲げる書類を添えて、市に提出してください。

- ・見積書その他購入予定機器の金額がわかる書類の写し
- ・補助対象機器(固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器)の機能が記載されているカタログ、取扱説明書等の写し

■申請・問い合わせ先

東広島市 生活環境部 市民生活課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 北館1階

TEL(082)420-0922 FAX(082)426-3124

メール hgh200922@city.higashihiroshima.lg.jp

